

外部評価委員会規約

名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科に外部評価委員会（以下「委員会」という）を置く。委員会の活動については、以下のように定める。

1. 目的：社会の要求に基づき、本学科の教育活動に対する点検評価を行い、教育プログラムの改善に資することを目的とする。
2. 構成員：建設行政や建設業界で活躍する有識者および大学等の教育機関で教育研究に携わる有識者から成り、学科長が委嘱した委員とする。委員長は互選とする。オブザーバーとして学科所属の教員が陪席することができる。
3. 任期：委員の任期は2年とするが、再任は妨げない。
4. 委員会の開催：委員会は年1回開催する。
5. 検討事項：委員会において以下の事項を検討する。
 - ・本学科の教育内容・教育水準・教育環境が社会の要求を満たしているかについての評価検討
 - ・社会の技術動向を踏まえた教育内容・教育方法の提案
 - ・本学科の教育点検改善システムに対する点検評価
6. 事務局：委員会の事務局を学科内に置く。
7. 記録：委員会議事録は各回記録し、学科教室会議に報告するとともに、学科事務室に保存・開示する。
8. 付則：
 - ・この規約は平成16年6月22日よりこれを施行する。
 - ・平成16年12月16日に一部変更。
 - ・平成22年3月15日に一部変更。
 - ・平成23年3月29日に一部変更。
 - ・平成25年4月1日に一部変更。